

議案第 87 号

東京都板橋区立中央図書館駐車場条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立中央図書館駐車場条例

(設置)

第 1 条 利用者の利便性に資するとともに、道路交通の安全かつ円滑な利用を図るため、駐車場（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）及び自転車駐車場（以下「駐車場等」という。）を東京都板橋区常盤台四丁目 3 番 1 号に設置する。

2 駐車場等の名称は、東京都板橋区立中央図書館駐車場とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第 3 条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- (4) 自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。

(利用時間)

第 3 条 駐車場等の利用時間は、東京都板橋区立図書館設置条例（昭和 51 年板橋区条例第 28 号）別表に規定する東京都板橋区立中央図書

館の休館日以外の日午前9時から午後8時までとする。

2 東京都板橋区教育委員会（以下「委員会」という。）は、特に必要があると認めたときは、前項の利用時間を変更することができる。

（休止）

第4条 委員会は、駐車場等の補修その他の理由により、特に必要があると認めたときは、駐車場等の全部又は一部の使用を休止することができる。

（駐車できる自動車等）

第5条 駐車場に駐車できる自動車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動車等」という。）は、別表のとおりとする。

2 委員会は、駐車場の管理上支障がないと認めたときは、前項に規定する自動車等以外の自動車を駐車させることができる。

（利用の手続等）

第6条 駐車場等の利用手続は、東京都板橋区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところによる。

2 委員会は、自動車等又は自転車が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場等の利用を拒否することができる。

(1) 駐車場等の構造上駐車することができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。

(3) 駐車場等の構造設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号のほか、駐車場等の管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第7条 駐車場の使用料は、入場から退場までの時間1時間までごとに600円の範囲内で委員会規則で定める。

2 自転車駐車場の使用料は、入場から退場までの時間1時間までごとに100円の範囲内で委員会規則で定める。

（使用料の徴収）

第8条 使用料は、駐車場等に自動車等及び自転車を駐車する者（以下「使用者」という。）から退場の際に徴収する。ただし、次の各号の

いずれかに該当する自動車等及び委員会が特に必要と認めた自転車を駐車するときは、使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
  - (2) 前号のほか、委員会が特に必要があると認めた自動車等
- (使用料の免除)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 駐車場等において不測の事故が発生し、駐車中の自動車等及び自転車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。
- (2) 委員会規則で定める自動車等を駐車させるとき。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会は、特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車時間の制限)

第11条 使用者は、第3条第1項に規定する利用時間を超えて自動車等及び自転車を駐車してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、特に必要があると認めたときは、使用者に利用時間を超えて自動車等及び自転車を駐車させることができる。

(禁止行為)

第12条 駐車場等では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車等及び自転車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場等の施設を汚損し、又は駐車中の自動車等及び自転車を損傷すること。
- (3) 駐車場等を駐車以外の目的に使用すること。
- (4) 前3号のほか、駐車場等の管理上支障を及ぼすおそれがあること。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、駐車場等の施設その他物品を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害

を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(免責事項)

第14条 駐車場等において、天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた使用者の損害について、東京都板橋区は賠償の責めを負わないものとする。次条第3項の規定により自転車を保管する場合においても、同様とする。

(自転車駐車場内の自転車の撤去)

第15条 委員会は、自転車駐車場内において次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、委員会規則で定める時を経過した後、当該自転車を適当な場所に撤去することができる。

(1) 納入すべき使用料が納入されていない自転車

(2) この条例若しくはこの条例に基づく委員会規則又は委員会の指示に違反して利用されている自転車で、自転車駐車場の管理上支障があると認められるもの

2 前項の場合において、施錠器具その他の器具を用いて自転車を自転車駐車場の施設その他に固定することにより、当該自転車を撤去することができないときは、当該器具の切断その他の当該自転車を撤去するに当たり必要な措置をとることができる。

3 委員会は、第1項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車を保管しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により保管する自転車について、その所有者の発見に努め、所有者が明らかになったものについては、所有者に対し、当該自転車を引き渡す旨、引渡しの日時、引渡場所その他必要な事項を通知し、引き渡すものとする。

(自転車駐車場内の撤去の例外)

第16条 前条第1項各号のいずれかに該当する自転車で、その機能を喪失していることが明らかなものは、前条の規定にかかわらず、これを廃棄物とみなして直ちに処分することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

この条例は、委員会規則で定める日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	自動車等の大きさ
普通自動車	
小型自動車	全長 5.00メートル以下
軽自動車	幅 1.90メートル以下
原動機付自転車	高さ 3.00メートル以下
自動二輪車	

備考 種別の欄中「普通自動車」、「小型自動車」及び「軽自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に定めるものをいう。

(提案理由)

中央図書館に有料の駐車場等を設置する必要がある。